

令和元年度 障害者差別解消法受付台帳(8件)

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
1	H31. 4. 15	精神障害者	行政機関	下記の点について合理的配慮をしてほしい。 ●保育園入園係の方に対して、 ・減免申請書を保育園の書類と同封して送ってほしい。 ・障害に対する理解を深めて、期限に柔軟に対応してほしい。 ●子ども家庭支援センターショートステイ申し込み方法については現状の電話で受け付け、申し込みはセンターで直接訪問しなければならないのは制限があるので、利用しやすい方法、例えばメール等で受け付け、必要があったら訪問してほしい。	保育課、子育て支援課へ内容を伝え対応を検討してもらった。保育の減免申請書の同封は難しいが、期限に関しては個別の事情に合わせて柔軟に対応可能。子ども家庭支援センターショートステイ申し込み方法についても、個別に相談にのるとのこと。 本人へ報告し終了。
2	H31. 4. 17	身体障害者 (電動車椅子利用)	民間事業者	病院で、1階待合室から2階の診察室に行く際に車イスを降りて杖で歩くように看護師から言われた。看護師にペナルティを与えることはできないのか？	病院に確認したところ、相談者が車イスの操作にまだ不慣れで、病院内でぶつかったりされていたため、歩けないかというお願いだったこと。歩けないのであれば、車椅子利用で構わないとのこと。改めて職員の方にも配慮いただきたい旨依頼。相談者に病院には配慮してもらったこと、個人にペナルティを与える法律ではないことを説明した。
3	R1. 7. 21	身体障害者(視覚)	行政機関	受験生チャレンジ支援貸付事業の署名・押印の欄の代筆について、第三者(ヘルパーや友人等で家族はダメ)に窓口までしてもらい記載し実印も必要と言われた。代筆は頼めても実印まで求めることは難しい。このような状態だと視覚障害者や家族がなかなか利用できない制度となっている。	相談者は事例として記録してほしいとのことであったため、担当所管に対して障害者差別解消法について説明して終結。(実際には、第三者の実印がなくても手続きが可能)
4	R1. 8. 27	身体障害者(視覚)	民間事業者	クレジットカード会社の明細の郵送(点字)継続手続きの際に、以前から明細に添付されていた割引券等は郵送できないと言われた。相談者がその理由を尋ねると、カード会社から「郵送して見えるんですか?」と言われたので注意してほしい。また郵送できない理由も詳しく教えてもらえないままなので理由を教えてください。	カード会社に連絡。以前まで無料でおこなっていたサービスが10月より108円の有料になる旨を説明したが理解してもらえなかったとのこと。「郵送して見えるんですか?」とは言っていないが、不快な思いをされたことについてのお詫びと有料であれば郵送可能な旨を連絡するとの回答。相談者に報告し終了。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
5	R1. 11. 12	精神障害者	民間事業者	<p>相談者は統合失調症を患っており、精神症状の一つで、本人の意思とは別に奇抜な服装をすることがある。整形外科にもスタッフに2~3か月前から陰口を言われ続けている。</p> <p>この対応による精神的苦痛で、午前中の受診後は一日外出ができなくなる。陰口はやめてほしいのと、服装も病状の一つであるため、理解してもらいたい。</p>	<p>病院院長に連絡。事実であるならば、たとえそれが本人に向けられたものではないにしても誤解を招く行動であるため、院としての配慮不足であると認識した。スタッフ全員に対応について指導し、今後の様な思いを抱かせないような対応を徹底すること。相談者に病院の対応を報告し終了。</p>
6	R1. 11. 21	重症心身障害児の保護者	行政機関 民間事業者	<p>週4~5日通える施設を探しているが見つからず、放課後デイサービスと居宅訪問型児童発達支援を併用したいと相談したところ「居宅訪問型児童発達支援は、事業所に通所できない子が利用することを想定しているもので、併用できる場合は、子どもが事業所に通所できるようになるまでの移行期間だけである。」と伝えられたとのこと。障害の重さでサービスが利用可能範囲に差が出るのは、差別ではないのか。(障害の軽い子は放デイが見つからなくても、学童に通うことで親は就労可能になるが、重度の子の場合は、学童は利用できず、親が就労できなくなってしまう。)</p>	<p>相談者からは、厚生労働省は併用を認めているとのことだったがその旨確認できず。東京都からは左記の説明通りの通知が出ていると伝えた。サービス利用について改めて説明・相談するよう担当所管と相談者双方に案内し、対応終了。</p>
7	R1. 12. 23	当事者(障害不明)	行政機関	<p>採用時に障害名や勤務において合理的配慮をしてほしい旨提出しており、その上で採用されたが、会社には障害を理由とする通院の際の休暇制度がなく、今後も作る考えがないとのこと。これは差別解消法に反するのでは?会社に指導・勧告してほしい。</p>	<p>障害者雇用促進法に該当する事例となるため、障害者雇用促進法における当事者の相談窓口は住所地を管轄する墨田ハローワークを案内した。</p>
8	R2. 1. 17	当事者(障害不明)	民間事業者	<p>スポーツジム社員が顧客とSNS上でつながり、障害者や外国人に対してヘイトを行っている。いじめをやめるように伝えたところ、自分に対しても頭がおかしいといった差別的な表現をされた。やめさせてほしい。</p>	<p>相談者の情報は伏せたうえで、事業者へ連絡するも、具体的にどのやりとりについて、どの従業員についてなのか、わからないため対応しかねるとのこと。従業員の対応については、障害の有無にかかわらず、きちんと対応していくとの回答。</p> <p>本人へ事業者の回答連絡するも、納得できないとのことだったが、具体的な内容の提示もなく、現状ではこれ以上の対応は難しい旨伝えた。その後連絡なし。</p>

令和元年度 江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

令和元年度の目標内容		目標達成状況	
① 物品及び役務の種別毎の調達件数及び調達金額がともに前年度実績を上回る ② 調達件数及び調達金額それぞれの合計がともに前年度実績を上回る ③ 調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回る ④ その他	④その他の内容	○達成 △一部達成 ×未達成	具体的に目標に対してどのような実績だったことから達成(又は一部達成)としたのか記載 ※△(一部達成)、未達成(×)の場合のみ記入
③	—	○	各分野において、可能な限り調達実績の向上に努めたことにより、調達金額が前年度実績を上回った

調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約						
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計		
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)			
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	1	12960	9	295210	33	3828265			43	4136435	8	1026015			2	12431170	6	1335143			2	439500	18	15231828	61	19368263	54	15830448	
共同受注窓口			6	25410					6	25410													0	0	6	25410	6	25410	
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0	1	238700										1	8649890	2	8888590	2	8888590	1	8649890
計	1	12960	15	320620	33	3828265	0	0	49	4161845	9	1264715	0	0	2	12431170	6	1335143	0	0	3	9089390	20	24120418	69	28282263	61	24505748	

令和2年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が令和2年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

6 調達実績の公表

区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

障害者実態調査の結果について

1 目的

第6期江東区障害福祉計画（令和3～5年度）及び第2期江東区障害児福祉計画（令和3～5年度）策定の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため。

2 構成

種別		配付数	回収数	回収率
① 本人	身体障害	1,181	589	49.9%
	知的障害	1,097	512	46.7%
	精神障害	1,036	419	40.4%
	発達障害	776	379	48.8%
	難病	695	337	48.5%
	重症心身障害	100	52	52.0%
	高次脳機能障害	56	17	30.4%
②サービス提供事業所		192	121	63.0%
③障害者団体		34	27	79.4%
合計		5,167	2,453	47.5%

3 実施時期

令和元年10月11日～11月19日

4 内容

障害の状況及び地域生活での課題（日中活動、社会参加・コミュニケーション、福祉サービスの利用、災害時の支援、障害者スポーツなど）

5 結果

(1) 障害者（児）本人【P. 9～】

主たる介護者の約5割が「60歳以上」で、介護に関する悩みや不安では、「ストレスや緊張感など、精神的負担が大きい」、「介護用品や医療費など経済的な負担が大きい」との回答が多くみられた。

(2) サービス提供事業所【P. 215～】

サービスを提供する上での主な課題として、「人員が足りない（国の基準では人員が足りない）」、「量的に利用者の希望どおり提供できていない／困難事例への対応が難しい」との回答が多くみられた。

(3) 障害者団体【P. 255～】

ヘルパーの技術向上や介護保険への移行時の問題など福祉サービスの向上を望む意見やグループホームの増や施設への入所など住まいに関する意見が多く見られた。

障害福祉計画・障害児福祉計画の構成（案）

第1章 計画策定にあたっての基本的考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと性格
- 3 計画の期間
- 4 実効性のある取り組みの推進
- 5 計画の対象

第2章 障害者の現状

- 1 本区の障害者数の現状
- 2 障害者施策の現状

第3章 目標値とサービス見込み【第6期江東区障害福祉計画】

- 1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進
- 2 サービス必要量の見込みと確保のための方策
- 3 地域生活支援事業に関する事項

第4章 目標値とサービス見込み【第2期江東区障害児福祉計画】

- 1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進
- 2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたっての視点（案）

章立て	見出し	考え方・方向性
第1章 計画策定の 基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 計画策定の位置づけと計画 3 計画の期間 4 実効性のある取り組みの推進 5 計画の対象 	○ 江東区が従来進めてきた施策の方向性を踏まえつつ、国の改革の動向も的確にフォローしていく。
第2章 障害者の現状	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者数の推移 2 障害者施策の現状 	○ 近年の障害者数の状況や社会資源の状況を踏まえる。
第3章 【第6期 江東区障害福祉 計画】	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度の目標数値の設定と目標達成に向けた施策の推進 2 サービス必要量の見込みと確保のための方策 3 地域生活支援事業に関する事項 	○ 第5期の実績や国・都の指針等を踏まえ、数値等を見込む。
第4章 【第2期 江東区障害児 福祉計画】	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度の目標数値の設定と目標達成に向けた施策の推進 2 サービス必要量の見込みと確保のための方策 	○ 第1期の実績や国・都の指針等を踏まえ、数値等を見込む。

障害福祉計画・障害児福祉計画

(骨子案)

江 東 区

《 目 次 》

第1章 計画策定の基本的考え方	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと性格	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 実効性のある取り組みの推進	6
5 計画の対象	6
第2章 障害者の現状	7
1 本区の障害者数の現状	7
(1) 手帳所持者数	7
(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数	8
(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移	9
(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合	10
2 本区の身体障害者の状況	11
(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移	11
(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移	12
(3) 年齢別身体障害者数の推移	13
3 本区の知的障害者の状況	14
(1) 知的障害者の障害程度数別人数の推移	14
(2) 年齢別知的障害者数の推移	15
4 本区精神障害者の状況	16
(1) 精神障害者の障害等級別人数の推移	16
(2) 年齢別精神障害者数の推移	17

5 本区の難病患者の状況	18
(1) 難病患者数の推移	18
6 障害者施策の現状	19
(1) 障害者に対する様々な支援施策	19
(2) 障害者総合支援サービスのしくみ	20
(3) 江東区内にある施設の状況	27

第3章 目標値とサービス見込み

【第6期江東区障害福祉計画】	28
---------------------------------	----

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	28
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
(3) 地域生活支援施設等の整備	29
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	29
(5) 相談支援体制の充実・強化	30
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	30
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	31
(1) 訪問系サービス	31
(2) 日中活動系サービス	33
(3) 居住系サービス	38
(4) その他サービス（相談支援）	39
(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策（略）	40
3 地域生活支援事業に関する事項	41
(1) 実施する事業の内容	41
(2) 各事業の見込量確保のための方策（略）	46

第4章 目標値とサービス見込み

【第2期江東区障害児福祉計画】	47
----------------------------------	----

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	47
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	47
(1) 障害児通所支援	47
(2) 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策（略）	49

第1章 計画策定の基本的考え方

1 策定の趣旨

本区では、平成30年3月に『江東区障害者計画』を策定し、「共生社会の実現」「障害者の自立支援」「生活の質の向上」の3つを基本理念として、障害者の保健福祉政策を総合的かつ計画的に推進しています。また、同時に策定された『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』では、平成30年度から令和2年度にかけての区の障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を規定しています。

この間、国においては、平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が制定され、障害福祉サービスの対象者の範囲の見直し等が行われました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、雇用分野における障害者への差別の禁止等が定められました。その後、平成30年4月には法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されるなど、障害者に対応する関連施策の拡充が図られてきました。

また、本区でも、令和2年4月に全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指し、「江東区手話言語の普及及び意思疎通の促進に関する条例」を制定しています。

この計画は、こうした状況の変化に対応しつつ、『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』の進捗状況、令和元年度に実施した江東区障害者実態調査の結果等を踏まえ、障害者のニーズに即した充実した地域生活を実現するため策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

（1）計画の位置づけ

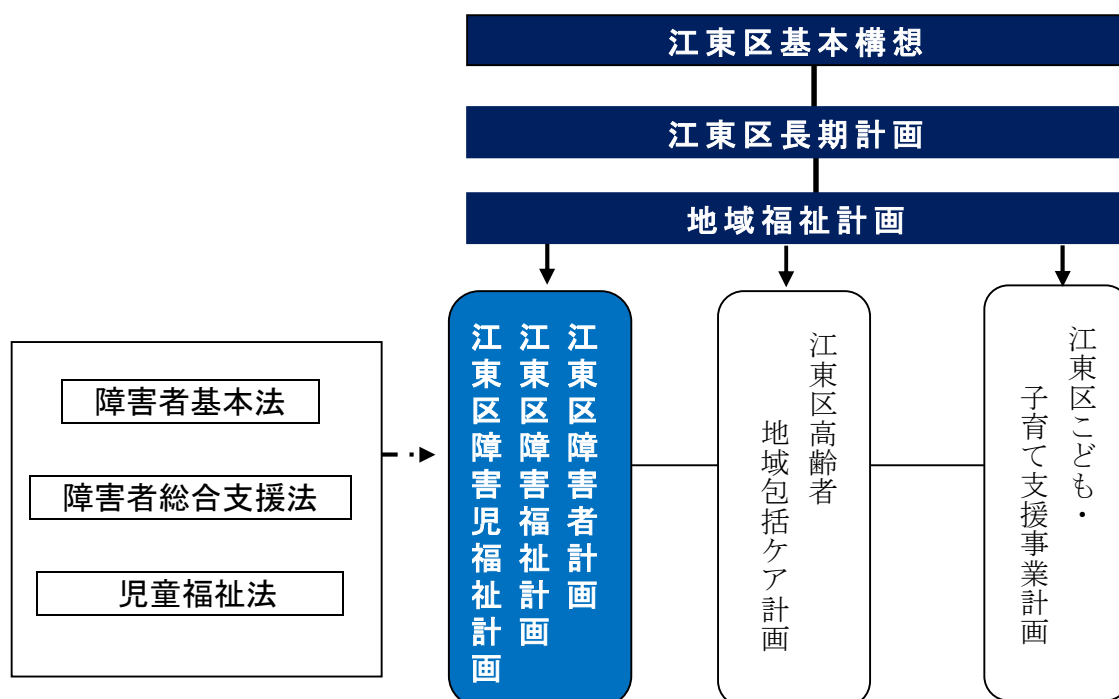
① 江東区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画として策定します。

② 江東区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に定められた市町村障害児福祉計画として策定します。

【関連計画のイメージ図】



※ 本計画は、江東区障害者計画の中の、主として「自立生活の支援」の事項に関わる実施計画として一体的に策定します。

※ 本計画は、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、令和3年度に策定する江東区地域福祉計画、また、江東区高齢者地域包括ケア計画をはじめ、他の計画等と整合を図りながら策定します。

(2) 計画の性格

この計画は、『江東区障害者計画』との整合性を確保し策定しています。

また、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、その他の計画との整合性を図りながら策定しています。

① 江東区障害福祉計画

国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保するものです。

② 江東区障害児福祉計画

国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するものです。

3 計画の期間

江東区障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和元年度における福祉サービス等の必要見込量や達成すべき数値目標を設定した上で、計画の期間は令和3年度から令和6年度までとし、各年度における必要量や目標数値を見込みます。

【本計画の計画期間】

	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
障害者計画	▶					
障害福祉計画	第5期	▶		第6期	▶	
障害児福祉計画	第1期	▶		第2期	▶	

4 実効性のある取り組みの推進

P D C Aサイクルに基づき、成果目標及び目標を達成するための活動指標について、原則として1年に1回、前年度の実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行います。ただし、制度改正や社会情勢の変動等により、詳細な評価を行う必要が生じた場合は、年度途中であっても実績を把握、評価を行うものとします。なお、中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

中間評価の結果、必要があると認めたときは、江東区障害者計画等推進協議会に諮った上で、計画期間中であっても計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

5 計画の対象

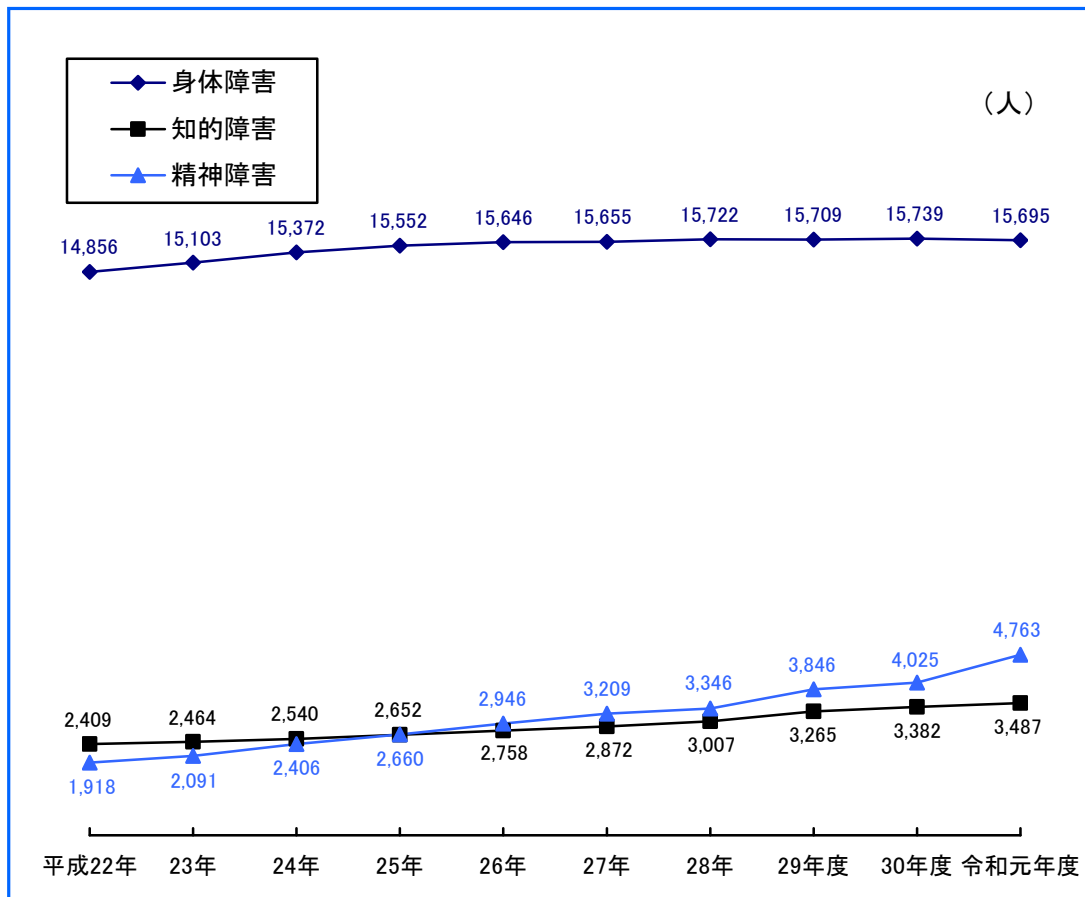
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

（障害者基本法より）

第2章 障害者の現状

1 本区の障害者数の現状

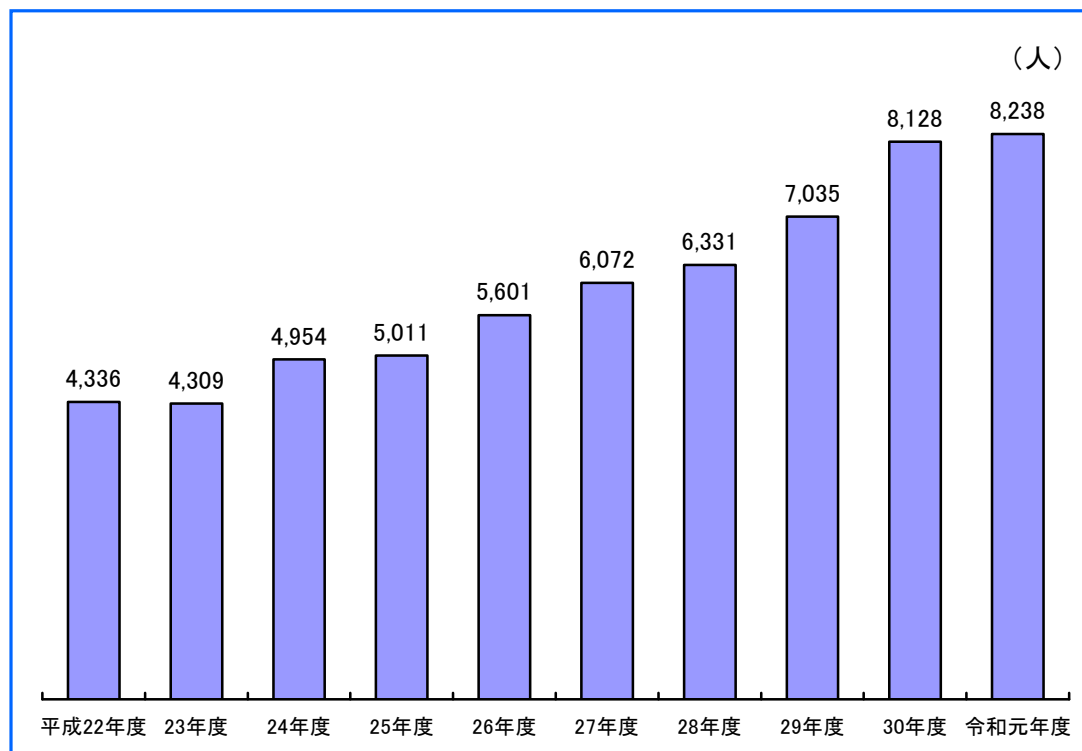
(1) 手帳所持者数



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

令和元年の時点で、「身体障害」は15,695人、「知的障害」は3,487人、「精神障害」は4,763人であり、「知的障害」と「精神障害」は増加の傾向にあります。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数

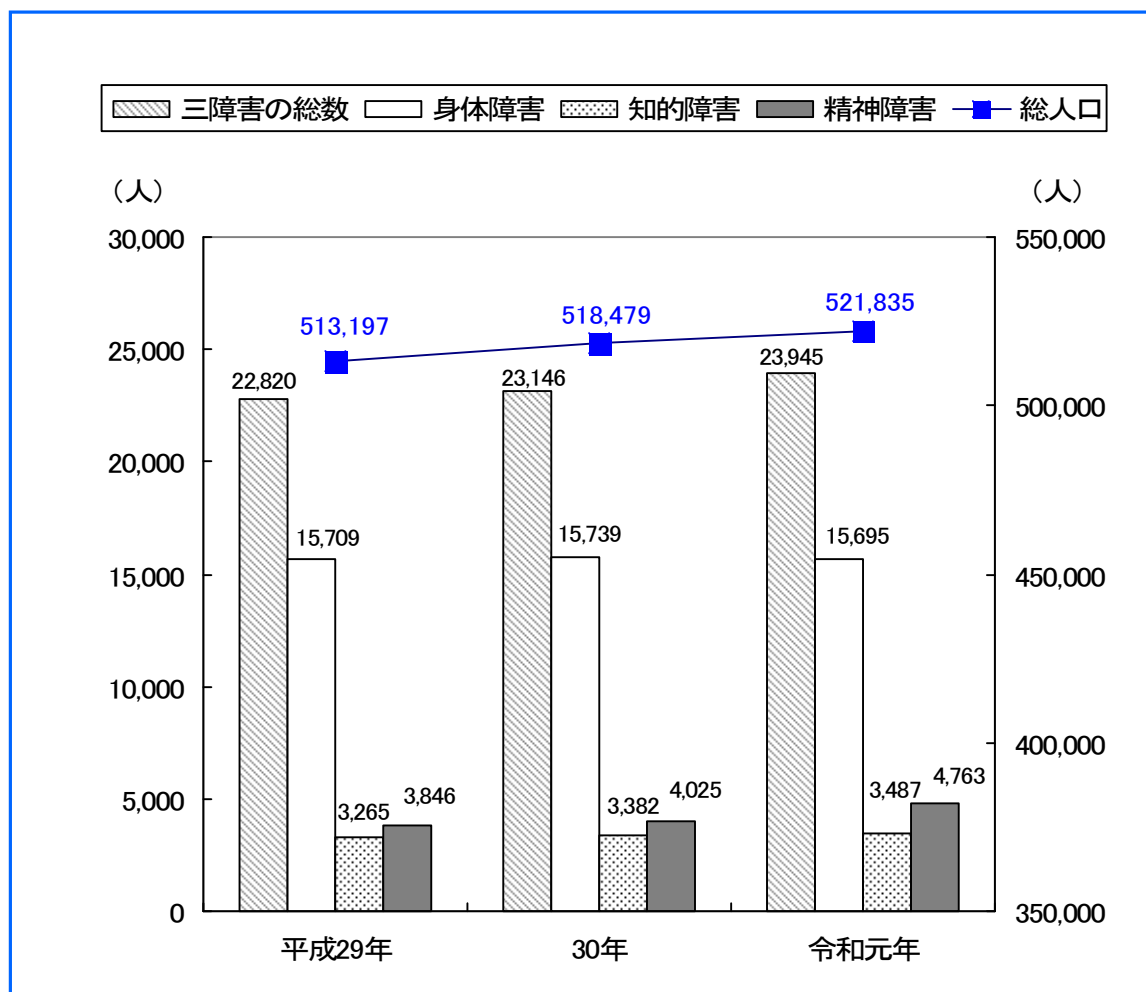


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

令和元年度の「自立支援医療（精神通院医療）」の申請者は8,238人で、増加の傾向にあります（精神障害者保健福祉手帳所持は要件ではありません）。

(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移

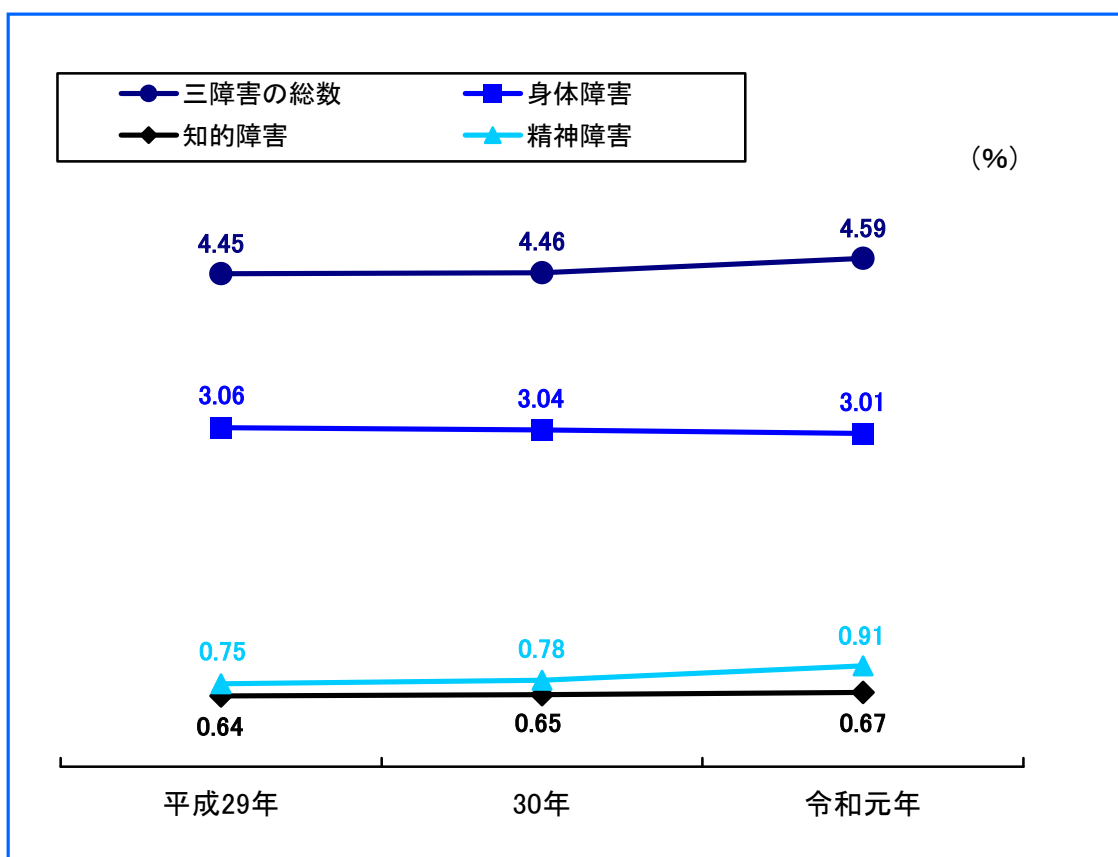
令和元年の時点における区の総人口は 521,835 人であり、毎年増加傾向にあります。障害者（手帳所持者）の総数も平成 29 年は 22,820 人、平成 30 年は 23,146 人、令和元年は 23,945 人であり、同様に増加傾向にあります。



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合

令和元年時点での区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合は4.59%となっており、割合は増加傾向にあります。人口の増加以上に精神障害者手帳所持者数が増えていることが伺えます。

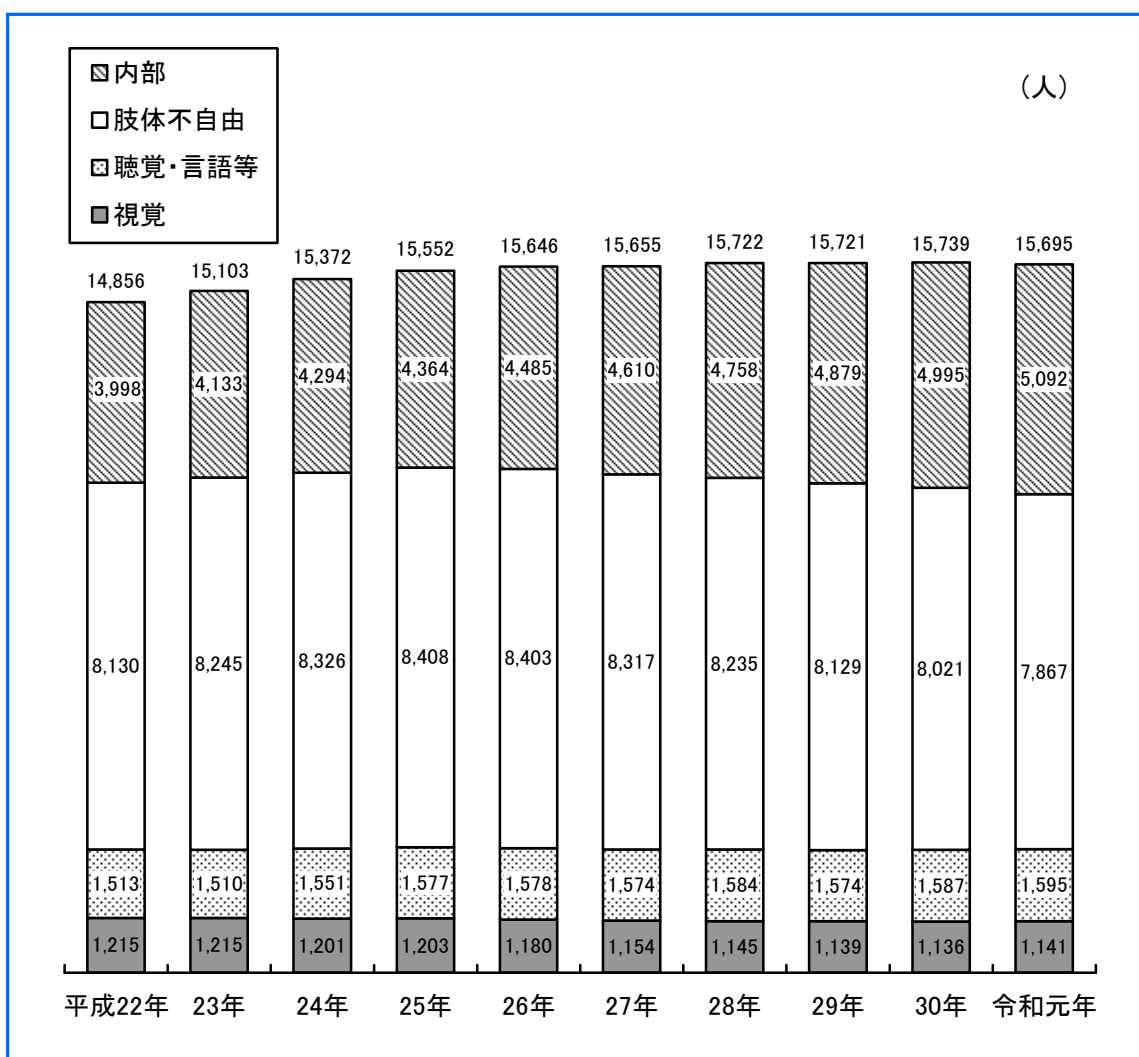


(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

2 本区の身体障害者の状況

(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移

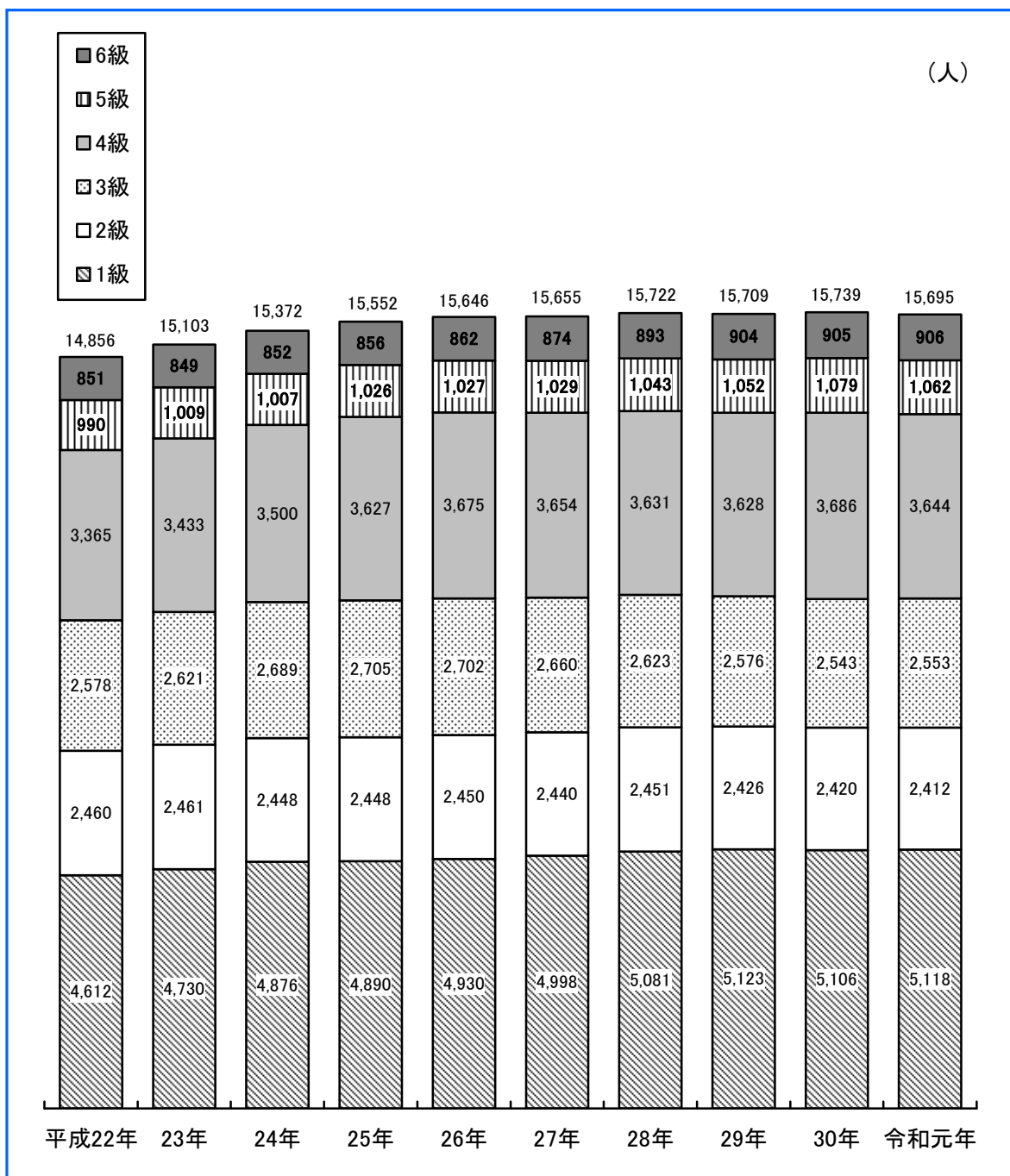
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害内容別人数をみると、「視覚障害」は1,141人、「聴覚・言語等障害」は1,595人、「肢体不自由」は7,867人、「内部障害」は5,092人です。内部障害が増加傾向になっていることがわかります。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移

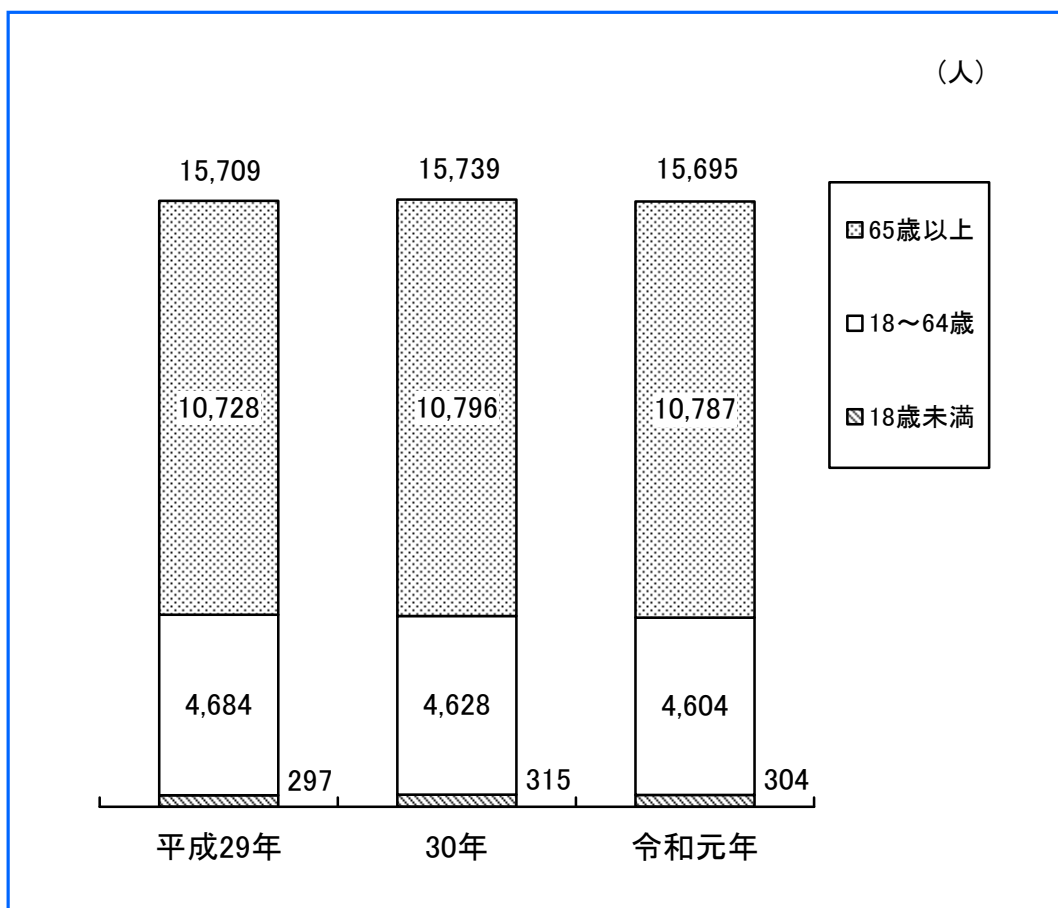
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」が5,118人と最も多く、「2級」は2,412人、「3級」は2,553人、「4級」は3,644人、「5級」は1,062人、「6級」は906人です。



(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

(3) 年齢別身体障害者数の推移

令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の年齢別人数をみると、「65歳以上」が10,787人と最も多く、「18～64歳」は4,604人、「18歳未満」は304人となっています。

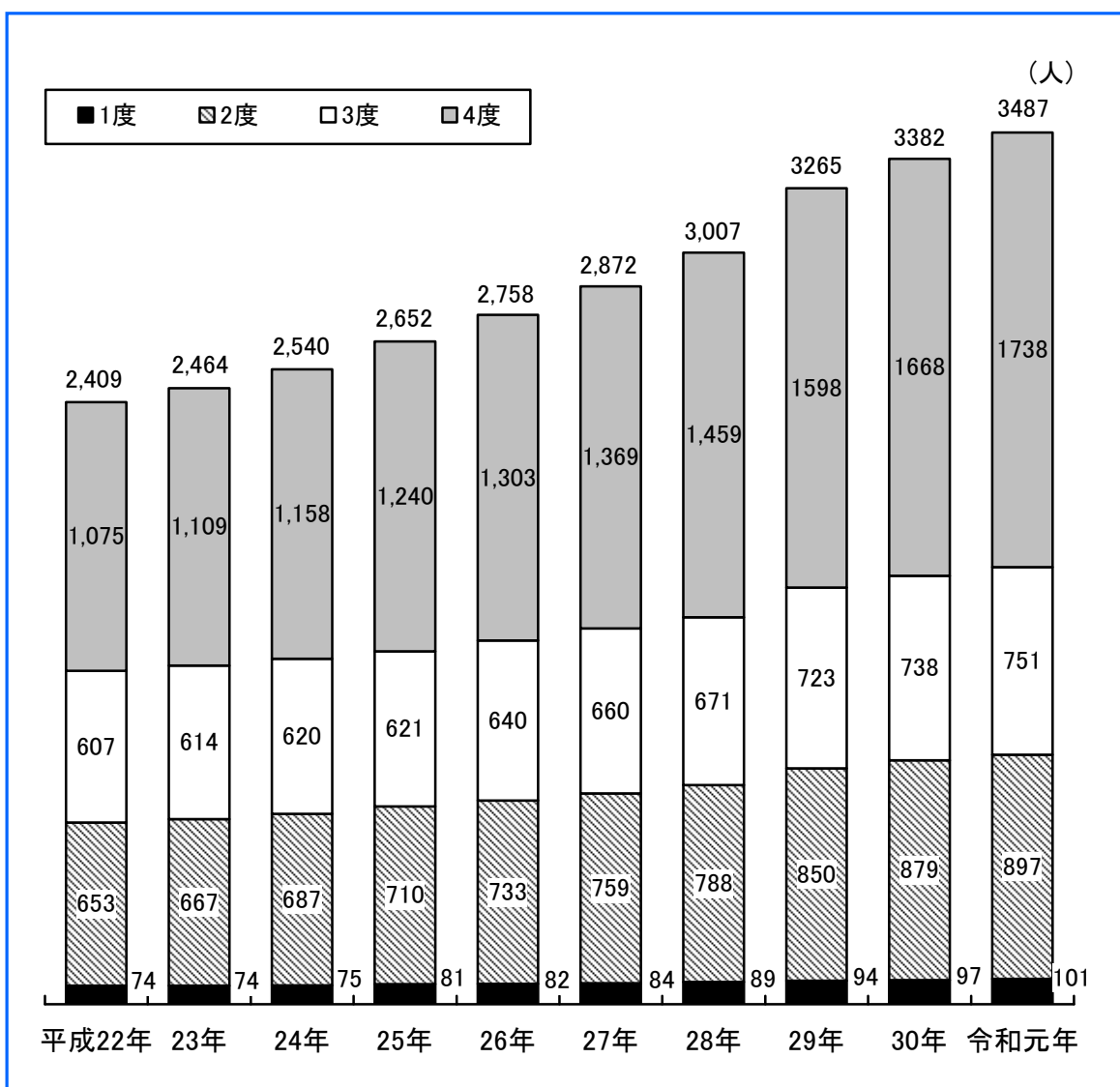


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

3 本区の知的障害者の状況

(1) 知的障害者の障害程度別人数の推移

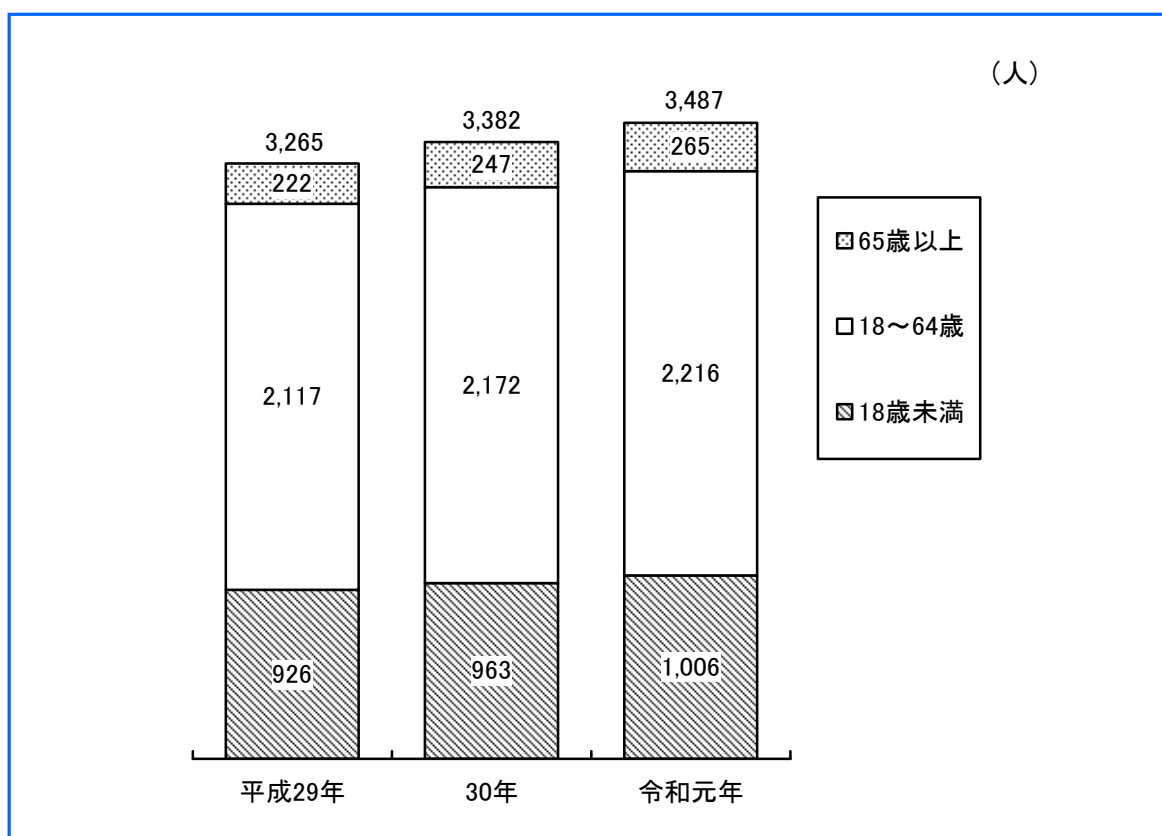
令和元年の時点における愛の手帳所持者の障害程度別人数をみると、「1度（最重度）」は101人、「2度（重度）」は897人、「3度（中度）」は751人、「4度（軽度）」は1,738人であり、「4度（軽度）」が最も多くなっています。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 年齢別知的障害者数の推移

令和元年の時点における愛の手帳所持者の年齢を見ると、「65歳以上」は265人、「18～64歳」2,216人、「18歳未満」1,006人です。

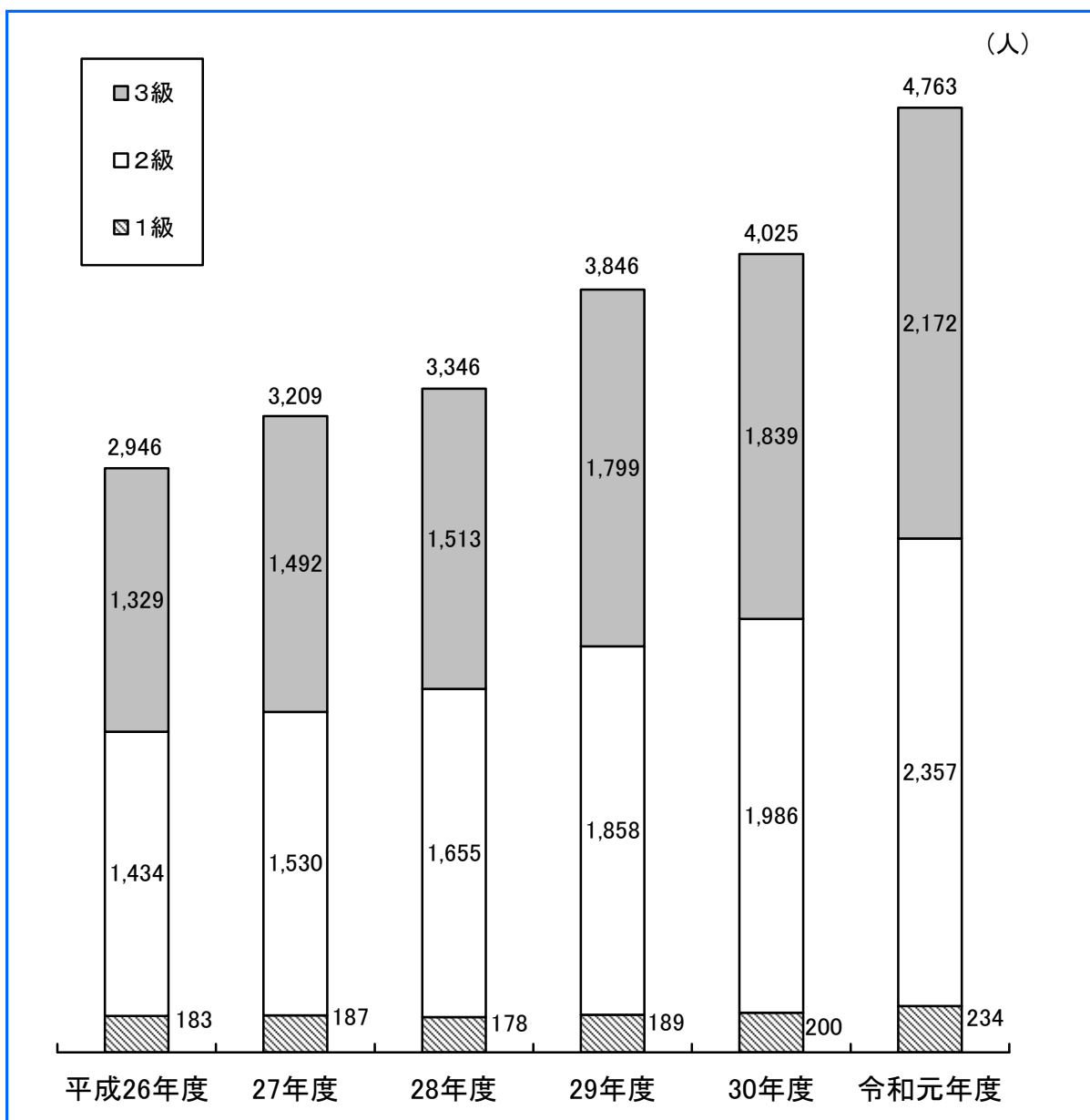


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

4 本区の精神障害者の状況

(1) 精神障害者（手帳所持者）の障害等級別人数の推移

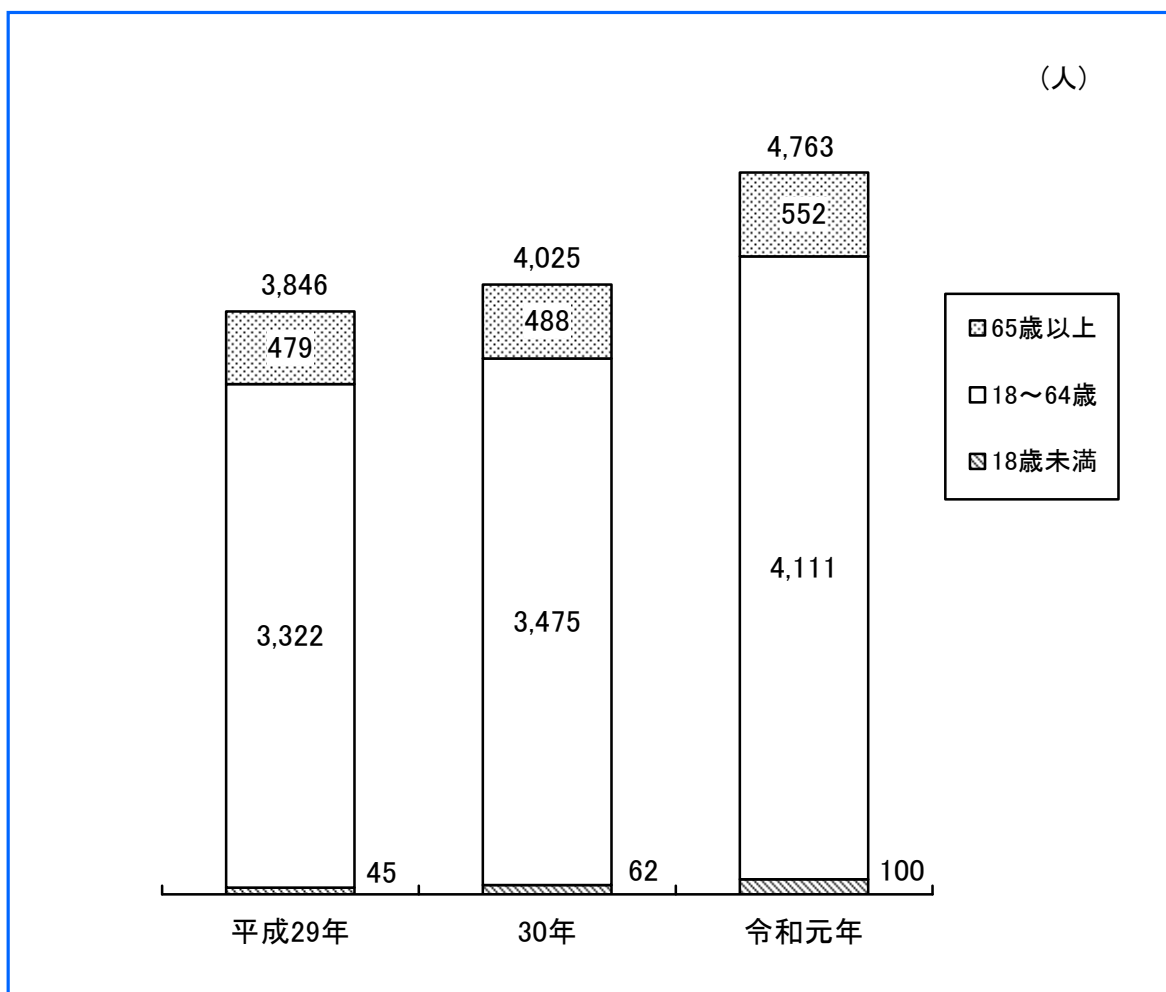
令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」は234人、「2級」は2,357人、「3級」は2,172人です。すべての等級で増加の傾向が見られます。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

(2) 年齢別精神障害者（手帳所持者）数の推移

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別人数をみると、「18歳未満」は100人、「18～64歳」4,111人、「65歳以上」552人であり、「18～64歳」が最も多くなっています。

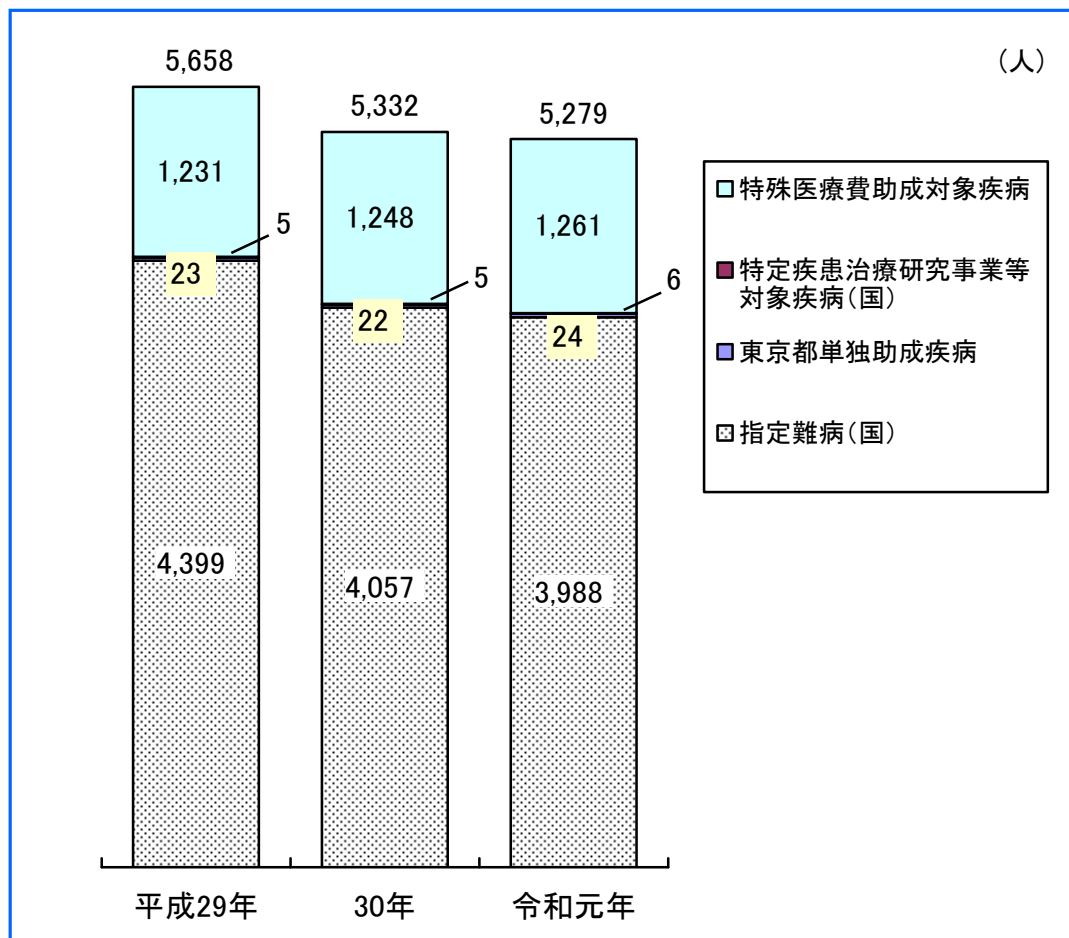


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

5 本区の難病患者数の状況

(1) 難病患者数の推移

令和元年度における特殊疾病医療費助成申請受付数は、5,279人であり、平成29年度をピークに減少傾向になっています。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

※上記の人数は、特殊疾病医療費助成申請受付数の総数であり、障害者総合支援法における対象疾病とは異なります。

【参考】上記表における対象疾病数の推移 (資料: 保健予防課)

	平成29年	30年	令和元年
特殊医療費助成対象疾病	2 疾病	2 疾病	2 疾病
特定疾患治療研究事業等対象疾病 (国)	4 疾病	4 疾病	4 疾病
東京都単独助成疾病	8 疾病	8 疾病	8 疾病
指定難病 (国)	330 疾病	331 疾病	333 疾病

6 障害者施策の現状

(1) 障害者に対する様々な支援施策

障害者に対する支援（行政の施策）は、下表のとおり多岐にわたっています。

分野	支援の施策	
相談窓口	区の障害者施策課、障害者支援課、保健所・保健相談所	
	民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	
	東京都心身障害者福祉センター、児童相談所、 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）	
	（教育関係）都立の特別支援学校、区立の特別支援学級	
	（就労関係）江東区障害者就労・生活支援センター、公共職業安定所	
手帳交付	身体障害者手帳：障害の程度によって1級から6級	
	愛の手帳（知的障害者）：障害の程度によって1度～4度	
	精神障害者保健福祉手帳：障害の程度によって1級～3級	
経済支援	手当	心身障害者（難病）福祉手当、特別障害者手当など
	年金	障害基礎年金、障害厚生年金など
	運賃	鉄道やバスの運賃の割引、タクシー運賃の割引など
	公共料金	NHK受信料の減免、上下水道の減免など
	税金	所得税や住民税などの障害者控除、自動車税の軽減など
福祉・介護	福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護など
		補装具費の支給
		成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、ふれあいサービス、入浴サービス、点訳サービス、手話通訳派遣など
保健・医療	医療費助成	心身障害者（児）医療費助成、特殊疾病医療費助成など
	医療費負担	自立支援医療
	相談・訓練	配慮を必要とするこどもの早期発見・療育、機能回復訓練など
教育	特別支援教育	小学校や中学校における特別支援学級、江東特別支援学校、墨東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、城東特別支援学校、大塚ろう学校城東分教室
	就学相談	義務教育の就学相談、特別支援学級就学奨励など
雇用・就業	相談	公共職業安定所での相談・求職受付など
	訓練	公益財団法人「東京しごと財団」における障害者就業支援事業、公共職業安定所での障害者職場適応訓練など
住宅	都営住宅抽せん優遇制度、住宅あっせんなど	

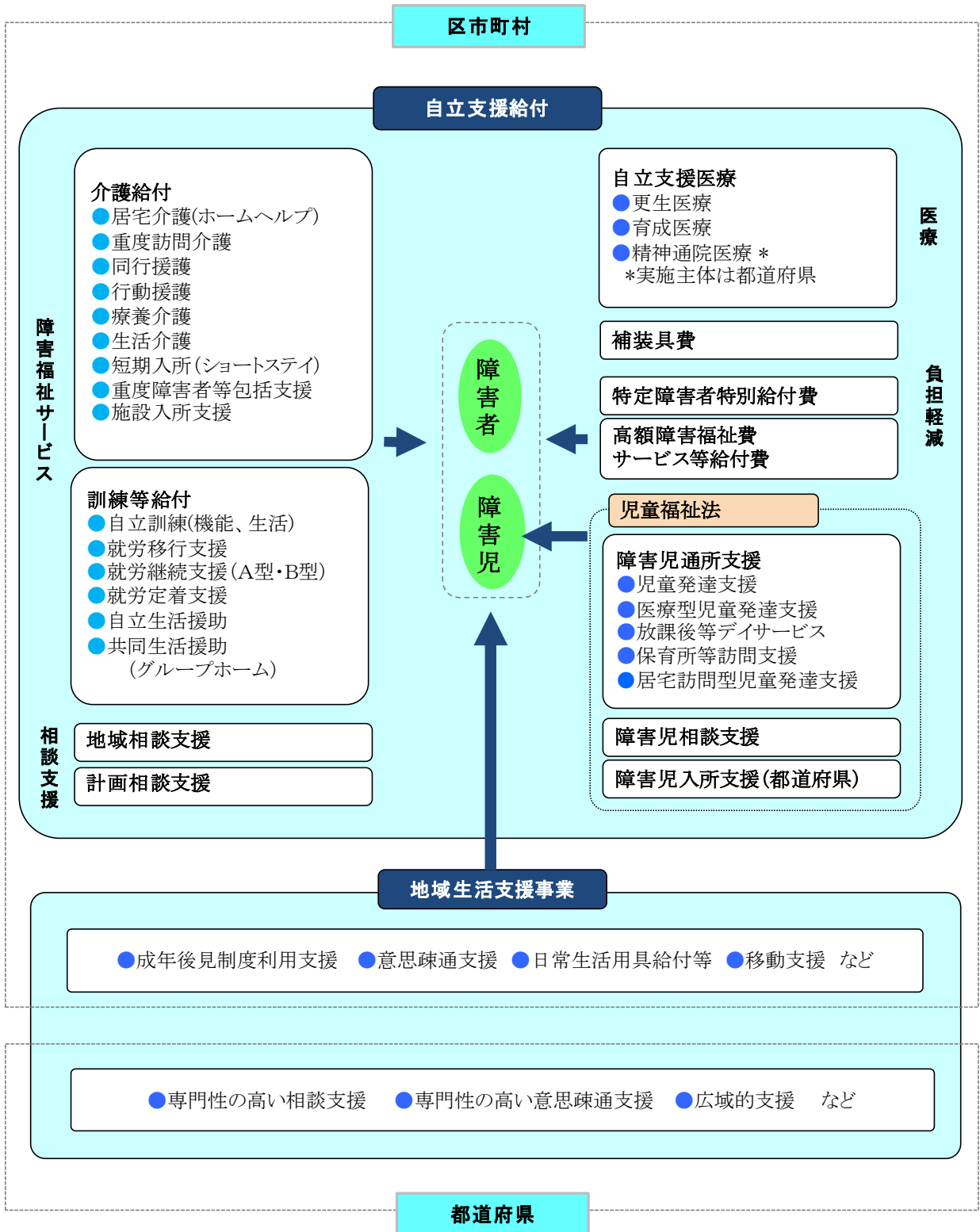
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのしくみ

① サービスの全体像

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方々の標準的な支援の度合いや勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手順が異なります。サービスには、原則として利用期限が設定されますが、必要に応じて更新・延長が行われます。

なお、障害がある児童（18歳未満）については、児童福祉法の「障害児通所支援」及び障害者総合支援法の「居宅介護」や「短期入所」等の障害福祉サービスが利用できます。また、介護保険給付の対象者については原則として介護保険給付が優先となりますが、心身の状況やサービス利用を必要とする理由等を踏まえ、介護保険担当課や居宅介護支援事業者と連携して対応しています。

■ 総合支援法による支援システムの全体像



② 利用者負担

利用者負担は、サービス量と所得に基づく負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。定率負担・実費負担それぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

〔利用者負担の負担上限月額設定〕

障害福祉サービスの利用者負担は、障害のある方とその配偶者（※）の所得に応じて、次の4区分の負担上限月額が設定されています。

※ただし、障害児（18歳未満。なお施設に入所する18、19歳を含む）の場合、保護者の属する住民基本台帳上の世帯を単位に所得を判断します。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	区市町村民税所得割16万円未満（障害児は28万円未満）	施設等入所者以外	障害者	9,300円
			障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	上記以外の区市町村民税課税世帯	37,200円		

- 「一般」のうち入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者の場合「一般2」となります。
- 所得区分が「一般1」に属する保護者に係る複数の障害児が障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額となります。なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額が決定されます（この場合、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用されます）。
- 障害児通所支援を利用する小学校就学前の障害児又は幼稚園、保育所等に通う小学校就学前の児童が二人以上いる保護者に係る負担上限月額は、以下の①～③までの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額となります（多子軽減措置）。

	障害児	算定額
①	小学校就学後の障害児 小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 10/100
②	①を除く小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 5/100
③	① 及び②以外の障害児	0

○障害児通所支援、障害児入所支援を利用する利用する満3歳になってから初めての4月1日から小学校就学までの期間の利用者負担額は無料となります。ただし、食事代や医療費等は対象外です。(就学前障害児の発達支援の無償化)

③ 利用者負担軽減策

〔補足給付〕

補足給付は、食費・光熱水費・家賃の実費負担に対する軽減措置です。

入所施設(20歳以上)

施設での1ヵ月あたりの食費・光熱水費の基準額を設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と、食費・光熱水費の定費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が支給されます。

入所施設(20歳未満)

20歳未満の場合は、地域でこどもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。さらに、18歳未満の場合は、教育費相当分が加算されます。

グループホーム

グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、補足給付1万円(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)が支給されます。

〔高額障害福祉サービス費〕

同じ世帯で複数の方がサービスを利用する場合や、介護保険も併せて利用する場合、減免措置が受けられます。

障害者

障害福祉サービス(補装具及び介護保険も併せて利用している場合は、補装具及び介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

障害児

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分については、高額障害福祉サービス費等が支給されます。(償還払いの方法によります。)

〔個別減免(医療型)〕

療養介護等を利用する場合、減免制度があります。医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

20歳以上の場合

低所得の方は少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担が減免されます。

20歳未満の場合

所得要件はありません。地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(具体的には、生活費2.5万円を含めて所得区分に応じ5万円から7.9万円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合にはその他生活費に教育費相当分を加えます。

〔生活保護移行防止〕

負担軽減策を講じても、利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費・光熱水費の実費負担を引き下げます。

■ 利用者負担に関する軽減措置

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループ ホーム 利用者	通所施設 (事業) 利用者	ホーム ヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者	
障害福祉サービス定率負担	利用者の負担上限月額設定 (所得段階別)						
	世帯での所得段階別負担上限 (高額障害福祉サービス費)						個別減免 (医療型) ※ 医療、 食事療養費 と合わせ、 上限額を 設定
	生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費・家賃	補足給付 (食費・ 光熱水費)	通所施設を 利用した場 合には、食 費負担軽 減が受け られます。 (経過措置)	食費負担 軽減		補足給付 (食費・ 光熱水費)		
		補足給付 (家賃助成)					

(3) 江東区内の事業所数

江東区内の事業所数は、次の表の通りです。(令和2年4月1日現在)

■障害者(児)施設

サービス種別	事業所数(共同生活援助:ユニット数)
療養介護	1※
生活介護	15※
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	9
就労継続支援(A型)	4
就労継続支援(B型)	31(分室含む)
就労定着支援	3
地域活動支援センター(I型)	3
地域活動支援センター(II型)	1
共同生活援助	36(知的障害者29、精神障害者7)
宿泊型自立訓練	1
短期入所	2※
児童発達支援センター	2
医療型児童発達支援センター	1※
医療型障害児入所施設	1※
児童発達支援	15
放課後等デイサービス	37
保育所等訪問支援	2※

※東京都立東部療育センターを含めています。

■相談支援

サービス種別	事業所数
計画相談支援	29
障害児相談支援	14
地域移行支援	3
地域定着支援	3

■在宅サービス等

サービス種別	事業所数
居宅介護	66
重度訪問介護	63
同行援護	33
行動援護	3

第3章 目標値とサービス見込み【第6期江東区障害福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

国の指針では、「第6期障害福祉計画」策定に関しては、相談支援体制の充実・強化や障害者福祉サービス等の質の向上、一般就労への移行に関する成果目標が見直し、拡充されました。

第6期障害福祉計画では、以下の(1)～(6)の6項目について成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行している人の数値目標を設定します。

国の指針では、令和5年度末時点で、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の1.6%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとなっています。

【国（厚生労働省）の指針】

基準時点：令和元年度末

終了時点：令和5年度末（第6期計画終了日）

項目	第6期計画の数値目標の基本となる数値と考え方		備考
地域移行者数	6%以上	直近3年間の増加率で推移した場合の5年度末の移行者数を7.3千人、施設入所者数を12.3万人とし、地域移行率を5.7%と推計する。 →地域移行者の割合を6%以上と設定	※現計画で設定されている令和2年度末までの数値目標が達成されていない場合、未達成割合を加えたものを目標値とする。 ※障害児入所施設への入所者のうち18歳以上になっている者については、施設入所者の算定の対象外とする。
入所者数の削減数	1.6%以上	直近3年間の削減率0.4% →同率で推移した場合の4年間の地域移行者の割合を1.6%以上と設定	

(資料) 厚生労働省

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針によれば、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することとなっています。

【 国（厚生労働省）の指針 】

① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数の目標値を設定
② 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を設定 (65 歳以上、65 歳未満) ※東京都が設定
③ 令和 5 年度末の精神病床における早期退院率を設定 (入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率) ※東京都が設定

(3) 地域生活支援施設等の整備

国の基本指針によれば、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和 5 年度末までの間、各区市町村又は各圏域に 1 つ以上の拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証および検討することとされています。

区では、長期計画において令和 4 年度に障害者入所施設の整備を予定していることを踏まえ、障害者が地域で安心して暮らせることができるよう、地域における支援体制の構築に向けて検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援事業の数値目標の考え方は、以下のとおり、国が示す計画の考え方を基本として、今までの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【国（厚生労働省）の指針】

① 福祉施設から一般就労への移行実績は、令和元年度の 1.27 倍以上
② 福祉施設から一般就労への移行実績の就労移行支援は、令和元年度の 1.30 倍以上
③ 福祉施設から一般就労への移行実績の就労継続支援 A 型は、令和元年度の 1.26 倍以上
④ 福祉施設から一般就労への移行実績の就労継続支援 B 型は、令和元年度の 1.23 倍以上

(資料) 厚生労働省

(5) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針によれば、相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、各区市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するとしています。

区では、相談支援体制の強化・充実に向け、検討してまいります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針によれば、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供していくため、都道府県及び区市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが必要であるとしています。

【国（厚生労働省）の指針】

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への区市町村職員の参加人数の見込みを設定
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所、関係自治体等と共有する体制と実施回数の見込みを設定
③ 指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制と共有回数を見込みを設定

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

本章で掲げた目標を達成するため、障害福祉サービスの種類ごとの必要となるサービス量について、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

なお、今後の都との調整により、変更が生じる可能性もあります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の5種類があります。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行うなどの支援を実施します。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護その他の、その方が行動する際の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障害また精神障害により行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

それぞれのサービス別の利用実績より、一人当たりの月の平均利用時間を求めるとともに、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、難病の対象疾病増による利用者増、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる方の数を勘案してサービスの見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所または通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の6種類があります。

- ① 生活介護
- ② 自立訓練
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労継続支援
- ⑤ 就労定着支援
- ⑥ 療養介護
- ⑦ 短期入所

① 生活介護

主として昼間、障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活機能の向上のために必要な援助を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、特別支援学校卒業者数の状況等を勘案してサービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方・難病等の対象となる方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス作業所において、またはその方の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績より一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる方の数を勘案して利用者を見込み、利用期間は上限2年を想定して、サービス量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

③ 就労移行支援

65歳未満の就労希望者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

従来の利用実績より、1人当たりの月の平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、入所及び通所施設の利用者数、特別支援学校卒業生数の

状況を勘案して利用者数を見込み、利用期間は上限2年間で想定して、サービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

④ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援 (A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち適切な支援によって雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求めるとともに、利用見込者数を勘案して、サービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

イ) 就労継続支援 (B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、通常の事業所に雇用されていたものの年齢・心身の状態等の事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方等、通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

利用実績より、1人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、特別支援学校の卒業者数の状況、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる方の数を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

⑤ 就労定着支援

就労移行支援の利用等を経て一般就労へ移行した障害者のうち、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている方に対して、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

新制度であることから、一般就労へ移行する方の利用者を基に、サービス見込み量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

⑥ 療養介護

主として昼間、病院において、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の世話をを行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

利用実績を踏まえて利用者数を見込みます。

《見込み量の設定》 (略)

⑦ 短期入所

居宅において介護を行う方の病気等の理由により、障害者支援施設・児童福祉施設等への短期間の入所が必要となった方について、当該施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保護施設において実施する医療型があります。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》 (略)

利用実績より、1人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設において訓練等給付または介護給付を提供するサービスです。①自立生活援助が新たなサービスとして開始されるほか、②共同生活援助 ③施設入所支援の3種類があります。

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方について、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

新制度であることから、グループホームや施設から居宅に移行した方の人数を基に、サービス見込み量を算定します。

《見込み量の設定》 (略)

② 共同生活援助 (グループホーム)

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

なお、平成25年度までは介護や家事の援助を行う「共同生活介護」とこれらを行わない「共同生活援助」がありましたが、平成26年4月から現制度に一元化されました。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み (月間)》 (略)

利用実績を踏まえて、障害者の増加傾向、新たなグループホームの開所見込み、入所施設からの地域移行、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数等を勘案し、利用者数を見込みます。

《見込み量の設定》 (略)

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》（略）

施設入所者の地域生活への移行、入所待機者の状況を踏まえ、利用者数を見込みます。

《見込み量の設定》（略）

（４）相談支援

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の改正により「相談支援の充実」が図られることとなったことから、以下のサービスが平成24年4月から開始しました。

- ① 計画相談支援
- ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

① 計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》（略）

平成24年4月の障害者自立支援法等関係法令の改正に伴い、平成27年度から、障害福祉サービス、地域相談支援に係る申請のあったすべての事例において、申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めるものとされています。そのため、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定者数の見込みに基づき、サービス量を見込みます。

《見込み量の設定》（略）

② 地域相談支援

ア) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》 （略）

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込み量の設定》 （略）

イ) 地域定着支援

居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》 （略）

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込み量の設定》 （略）

(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策（略）

3 地域生活支援事業に関する事項

(1) 実施する事業の内容

区では、障害者総合支援法第77条に定められている、区（市町村）が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせて、障害者の地域生活を支援します。

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では、障害者福祉大会を年1回開催し、障害者と地域住民の交流の機会を設けています。

《令和元年度・令和2年度の実施状況》（略）

《見込み量の設定》（略）

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では知的障害者学習支援事業を実施し、軽度知的障害のある18歳以上の就労者に対し学習活動、学習支援活動を行っています。

《令和元年度・令和2年度の実施状況》（略）

《見込み量の設定》（略）

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うものです。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

この事業は、区市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施するものです。区では、障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っていますが、さらなる充実を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障害のある方の地域生活を支援するものです。区では、他部署や関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

《平成30年度から令和2年度の実施状況》（略）

《見込み量の設定》（略）

④ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護に資することを目的としています。区では、制度利用を希望する低所得者に対して、家庭裁判所への申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

《平成30年度から令和2年度の実施状況》（略）

《見込み量の設定》（略）

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

この事業は、成年後見制度において親族や専門職（弁護士等）の後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とした制度です。区では社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費を補助しています。

《平成30年度から令和2年度の実施状況》（略）

《見込み量の設定》（略）

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、窓口への手話通訳者設置を行います。

実績数値を基に、聴覚・言語機能障害での身体障害者手帳所持者数の平均増加率を用いて、サービス量を算定します。

《手話通訳者・要約筆記者派遣、手話通訳者設置数の推移》（略）

《見込み量の設定》（略）

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することによって日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

サービス見込みは、品目を大きく3つに区分し、実績値より利用件数を算定します。

《支給件数等の実績》 (略)

《見込み量の設定》 (略)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成によって、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。区では社会福祉協議会に委託して実施しています。

実績数値を基にサービス量を算定します。

《講習修了者数の推移》 (略)

《見込み量の設定》 (略)

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

実利用者数の伸び率と一人当たりの月平均利用時間数から、サービス量を設定します。

《利用者数と利用時間の推移》 (略)

《見込み量の設定》 (略)

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

この事業は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

利用者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業を実施しています。加えて、精神保健福祉士等を配置して医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化のための調整、相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施するⅡ型が区内に整備されています。

令和2年4月現在、区内にある地域活動支援センターは4カ所です。それぞれの実施箇所数及び利用人数（基礎的事業分も含む）を見込みます。

《設置箇所数と利用人数の推移》（略）

《見込み量の設定》（略）

⑪ その他の事業

上記事業以外の、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、区では次の事業を実施します。

ア) 訪問入浴サービス事業

障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

イ) 更生訓練費給付事業

区内に住所を有する身体障害者で、施設内で行われる授産等の訓練の支援を必要とする方が、訓練において要する諸雑費及び通所費を給付します。

ウ) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者のために、「こうとう区報」点字版や、声の広報を製作・発行します。

エ) 自動車運転教習費助成事業

障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転

免許の取得に要する費用の一部を助成します。

オ) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車
を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

《各事業の実績》 (略)

《見込み量の設定》 (略)

(2) 各事業の見込量確保のための方策 (略)

第4章 目標値とサービス見込み【第2期江東区障害児福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

◆障害児通所支援等の地域支援体制の整備

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう第2期計画では以下の目標を設定します。

【国（厚生労働省）の指針】

① 令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
② 令和5年度末までに難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保、
③ 令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
④ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
⑤ 令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

(資料) 厚生労働省

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の5事業で提供されています。

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援

また、障害児通所支援の利用にあたっては障害児支援利用計画を作成し、見直しを図ることにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行うこととなりました（障害児相談支援）。

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児を対象に、児童発達支援に加えて治療を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績に基づき利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

③ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

④ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた障害児について、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。

具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、事業所の受入れ可能人数を勘案して、今後の利用者数を見込み、今後のサービス量を算定します。

《見込み量（月間）の設定》（略）

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児など重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重度訪問看護のサービスの利用数に基づき、今後のサービス量を算定します。

《見込み量の設定》（略）

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児について、障害児支援利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み》（略）

障害児通所支援の支給決定者数を障害児相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

《見込み量（月間）の設定》（略）

（2） 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策（略）

指定特定相談支援事業について

1. 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
事業所数	6	18	29	30	29	28	29
相談支援専門員数	11(8)	36(23)	53(30)	54(33)	54(33)	54(32)	48(30)

() 内は兼務職員の数

2. 計画相談実績の推移

		H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
障害者	受給者数	2,438	2,581	2,753	2,900	2,981	3,113	3,217
	計画作成済 (うちセルフプラン)	143 (0)	662 (33)	2,445 (807)	2,802 (500)	2,981 (994)	3,113 (984)	3,217 (1,001)
	達成率 (%)	5.9	25.6	88.8	96.6	100.0	100.0	100.0
	セルフプラン率 (%)	0.0	5.0	33.0	17.8	33.3	31.6	31.1
障害児	受給者数	781	927	1,138	1,331	1,372	1,647	1,738
	計画作成済 (うちセルフプラン)	60 (0)	395 (0)	1,138 (260)	1,331 (227)	1,372 (369)	1,647 (593)	1,738 (822)
	達成率 (%)	7.7	42.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	セルフプラン率 (%)	0.0	0.0	22.8	17.1	26.9	36.0	47.3

3. 事業所への支援

「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」の実施（27年度～）

（相談支援専門員の育成及び確保に係る事業）

障害者入所施設の整備について

1 概要

障害者入所施設の整備及び運営を行う社会福祉法人について、公募型プロポーザル方式により選定しました。

- (1) 第一次審査 令和元年12月9日(月)書類審査
- (2) 第二次審査 令和元年12月26日(木)現地調査・プレゼンテーション
- (3) 事業者決定 令和2年2月3日(月)

2 決定事業者

- (1) 名 称 社会福祉法人 睦月会
- (2) 設 立 平成12年11月
- (3) 代 表 者 綿 祐二
- (4) 所 在 地 東京都国立市泉三丁目30番地の5
- (5) 事 業 実 績 法人全体で27事業(国立市、三鷹市、西東京市、大田区)実施。うち、障害者入所施設1施設、共同生活援助(グループホーム)2か所。なお、江東区青海に令和2年3月から計画相談支援・障害児相談支援、4月より放課後等デイサービスを開設。

3 整備予定地

- (1) 所 在 地 江東区塩浜二丁目1番86外4筆
- (2) 敷 地 面 積 約3,883㎡

区有地を事業者に貸し付け、整備から運営を事業者が行います。(民設民営)



4 施設概要

(サービス概要) 主たる対象は知的障害者となります。

- (1) 施設入所支援45名
- (2) 生活介護60名(うち通所枠15名(東京都重症心身障害者通所事業実施予定(定員5名)))
- (3) 短期入所6名

- (4) 相談支援（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- (5) 自立生活援助
- (6) その他 地域交流スペース

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
			設計											
			国庫補助協議			国内示								
									工事		開設準備			
											利用者募集	開設(4月~)		



※外観のイメージ図です。
色合いなど変更する場合があります。



臨橋側入口

江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する 条例の取組について

1 条例の概要について

(1) 条例の施行

令和2年3月12日、江東区議会第1回定例会において、可決・成立。
同日に公布され、同年4月1日より施行。

(2) 条例の目的

手話は言語であることを普及し、及び障害者の意思疎通を促進することについて、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することにより、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指すことを目的とする。

2 条例施行に伴う取組について

(1) コミュニケーションハンドブックの作成

イラストを用い、指差しでコミュニケーションを取ることのできるハンドブックを作成。区役所窓口、防災訓練などで配布するほか、区立小中学校へ配布し、避難所でのコミュニケーション手段として活用する。

(2) 条例の普及・啓発動画の作成

条例について、手話を活用した説明動画を作成し、区HP・区役所大型モニター・広告付き電子表示板等で放送。

(3) 窓口用ヒアリングループの設置

難聴者の聞こえを支援する設備であるヒアリングループを障害者支援課窓口（防災センター2階14番）に設置。

(4) 会議用ヒアリングループの設置

区主催の会議、説明会等で活用できる会議用ヒアリングループを設置。

(5) 「手話を知ろう！」パンフレットの増刷

以前より作成している簡単な手話を紹介するパンフレットを増刷し、イベント、防災訓練等で配布。

(6) 筆談ボードの設置

障害者との円滑なコミュニケーションを図るため、区役所各課の窓口筆談ボードを設置。